



# トピックス



# 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」について

治安を再生させるためには、警察による取組みだけでは十分ではありません。「世界一安全な国、日本」の復活を目指して、国民の皆様の協力を得ながら、関係機関・団体等と連携し、総合的な取組みを推進していきます。

警察庁では、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、平成15年8月、「緊急治安対策プログラム」を策定・公表し<sup>(注1)</sup>、また、同プログラムを補完・加速化し、治安再生への道筋を確実なものとするため、18年8月、「治安再生に向けた7つの重点」を策定・公表しました<sup>(注2)</sup>。

しかしながら、「世界一安全な国、日本」を復活させていくためには、警察による取組みだけでなく、官民の連携や様々な行政分野の連携が必要不可欠です。政府では、20年12月、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を総合的かつ持続的に講じていくため「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（以下「新行動計画」といいます。）を策定しました。

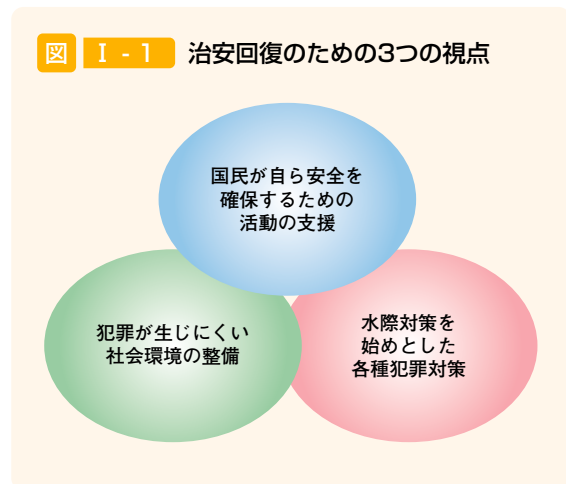
警察では、真の治安再生を実現するため、新行動計画に基づく取組みを強力に推進していきます。

## （1）犯罪対策閣僚会議の取組み

### ① 犯罪対策閣僚会議の開催とその考え方

治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識されました。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では、平成15年9月から、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催しています。犯罪対策全般を幅広く取り扱う総合的かつ省庁横断的な枠組みが設けられたのは犯罪対策閣僚会議が初めてです。

この会議で示された「治安回復のための3つの視点」は、個々の施策を立案・実施・評価するための視座を提供するだけでなく、総合的で包括的な犯罪対策を実現するための理念としても機能しています。



### ② 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に基づく取組み

この3つの視点を前提としつつ、15年12月に開催された第2回犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（以下「旧行動計画」といいます。）が策定されました。旧行動計画では、計画策定後5年間を目途に、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の危機的状況を脱することを目標として、各施策を着実に実施していくこととされました。

旧行動計画に沿って、関係機関連携の下での犯罪の取締りや水際対策の強化、刑法を始めとする各種治安関係法令の改正、地方警察官等の増員等の施策が着実に講じられ、地方公共団体や地域住民、関係事業者等の間でも、これに呼応した取組みが積極的に行われました。

注1：平成19年7月、盛り込まれた施策について政策評価を行い、政策の効果を様々な角度から明らかにしました。

注2：平成20年4月、盛り込まれた施策が的確に推進されてきたことを確認しました。

## (2) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の策定

### ① 策定の経緯

平成20年6月に開催された第11回犯罪対策閣僚会議において、14年に約285万件と戦後最悪を記録した刑法犯認知件数が19年には約191万件と10年ぶりに200万件を下回るとともに、検挙率が19年には31.7%まで回復するなど、旧行動計画策定後5年間の取組みにより一定の成果が上がったことが確認されました。

他方で、最近の治安情勢として、国民にとって身近な犯罪である振り込め詐欺の被害額が過去4年間でほとんど減少していないこと、凶悪な事件が相次いで発生していることなどが報告されたほか、国民が依然として犯罪に対して不安を感じていることを示す世論調査等が報告されました。

このような情勢を踏まえ、首相から、各閣僚に対し、旧行動計画に代わる新たな行動計画を策定するよう指示がなされました。この指示を受けて、各省庁において新たな行動計画に盛り込むべき施策の検討が行われるとともに、有識者ヒアリングが10回にわたり実施され、また、広く国民の皆様への御意見を伺うため、意見公募手続が実施されました。

そして、20年12月に開催された第12回犯罪対策閣僚会議において、新行動計画が策定されました。

### ② 新行動計画の内容

新行動計画では、15年に示された「治安回復のための3つの視点」は、治安再生への取組みを更に推し進めていく上で今後とも重要であり、社会情勢の変化に応じて有効な犯罪対策を講じていくために維持すべきものとされました。

新行動計画は、犯罪対策の推進に関する政府の基本的な考え方を示した前文と、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した7つの重点課題ごとに取りまとめられた総計172項目（重複項目を含む。）の個別施策から成っています。前文では、治安関係機関による取締りだけでなく、犯罪が発生する原因及び社会的背景を踏まえて、犯罪を起ささないためのより広範な政策を総合的かつ持続的に講じていくことが、中長期的な治安の改善に資するものとされ、社会における相互信頼の醸成を目指すことにより、社会の安全と安心は大きく向上するという考え方が示されました。

新行動計画は、計画策定後5年間の目途に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現することを目標としています。

警察では、国民の皆様への協力を得ながら、関係機関・団体等と連携し、新行動計画に基づく取組みを強力に推進していきます。



第12回犯罪対策閣僚会議（提供：内閣広報室）

#### 図 I-2 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」における7つの重点課題

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ① 身近な犯罪に強い社会の構築 | ② 犯罪者を生まない社会の構築   |
| ③ 国際化への対応       | ④ 犯罪組織等反社会的勢力への対策 |
| ⑤ 安全なサイバー空間の構築  | ⑥ テロの脅威等への対処      |
| ⑦ 治安再生のための基盤整備  |                   |



外国人による地域での防犯活動

警察では、取調べをめぐる諸施策を着実に実施し、警察捜査に対する国民の信頼を確かなものとするよう全力を尽くしていきます。

一連の司法制度改革により、刑事裁判の充実・迅速化等を図るための方策として、公判前整理手続、即決裁判手続及び被疑者に対する国選弁護人制度等の各制度が順次導入され、平成21年5月21日には裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が全面施行されました。同法に基づく裁判員制度の下では、一般国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官と共に被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを定めることとなります。

警察では、法律の専門家ではない裁判員の的確な心証形成が可能となるよう、犯行の裏付けとなる客観的証拠の収集の徹底、裁判員が理解しやすいような簡略明瞭な捜査書類の作成等の取組みを実施しているほか、次のような取調べをめぐる諸施策を推進しています。

### (1) 警察における取調べの録音・録画の試行

警察では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策を検討するため、平成20年9月から警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察及び大阪府警察において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年2月末までの半年間で、66件実施しました。

この試行状況を警察庁において検証した結果、

- ・ 試行において録音・録画されたDVDについては、自白の任意性の効果的・効率的な立証方策となり得ると考えられる
- ・ 被疑者が、録音・録画を拒否する事例や供述内容・態度を変化させる事例が存在したことから、取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることが明らかとなったため、実施に当たっては、録音・録画の方法について十分に配慮すべきである

ことなどが分かりました。

21年4月以降、すべての都道府県警察において、実施例を積み重ね、試行に係るDVDの公判における利用状況等を検証することなどによって、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するには、いかなる方策が有効であるかをより多角的に検討することとしています。



取調べの録音・録画の試行状況（イメージ）

### (2) 取調べの適正化

我が国の刑事手続において、被疑者の取調べは、事案の真相解明に極めて重要な役割を果たしています。しかし、昨今、その在り方が問われる深刻な無罪判決が相次ぎ、取調べを始めとする警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らぎました<sup>(注)</sup>。

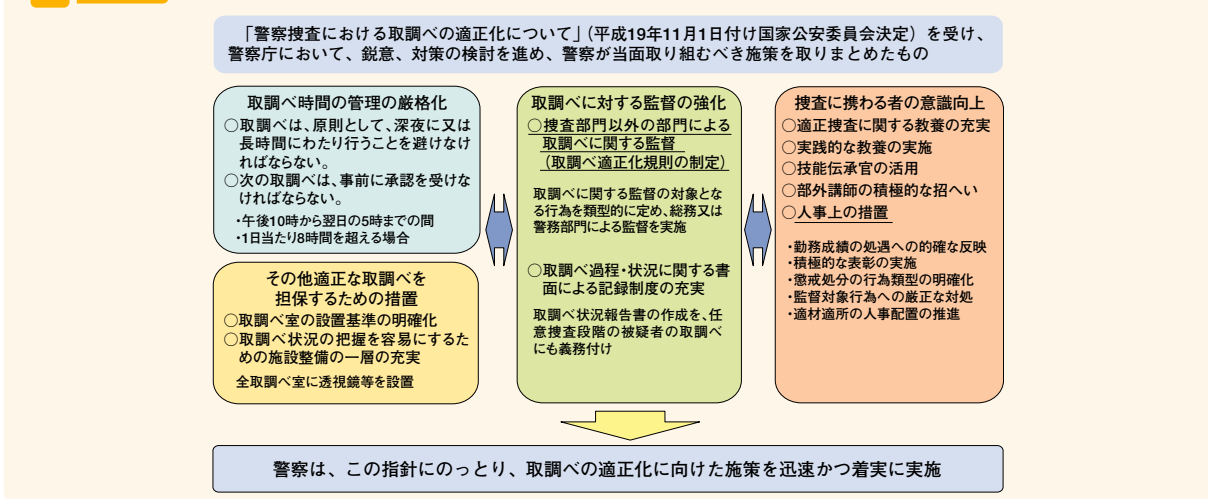
注：平成19年3月、15年に行われた鹿児島県議会議員選挙に関する公職選挙法違反事件の被告人に対する無罪判決が、19年10月、14年に富山県で発生した強姦及び同未遂事件の元被告人に対する再審無罪判決が、それぞれ確定しました。

なお、21年6月には、2年に栃木県で発生した女兒殺人事件につき、再審請求を受けた東京高等裁判所が実施したDNA型の再鑑定の結果を受けて、服役中の男性の刑の執行が停止され、釈放されました。この事件については、今後、警察において、捜査における問題点等について検討することとしています。

また、裁判員制度の下では、警察捜査の結果が直接国民の視点から検証されることとなります。したがって、裁判員の心証形成に資するという観点からも、警察における捜査手続、とりわけ被疑者の取調べの在り方について、一層の適正性の確保が求められています。

このような諸情勢を踏まえ、国家公安委員会は、警察捜査における取調べの一層の適正化を喫緊の課題と認め、平成19年11月、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定しました。警察庁では、この決定に基づき、20年1月、警察が当面取り組むべき施策の柱を、取調べに対する監督の強化、取調べ時間の管理の厳格化、その他適正な取調べを担保するための措置及び捜査に携わる者の意識向上の4点とする「警察捜査における取調べ適正化指針」（以下「指針」といいます。）を取りまとめました。

図 II-1 警察捜査における取調べ適正化指針の概要

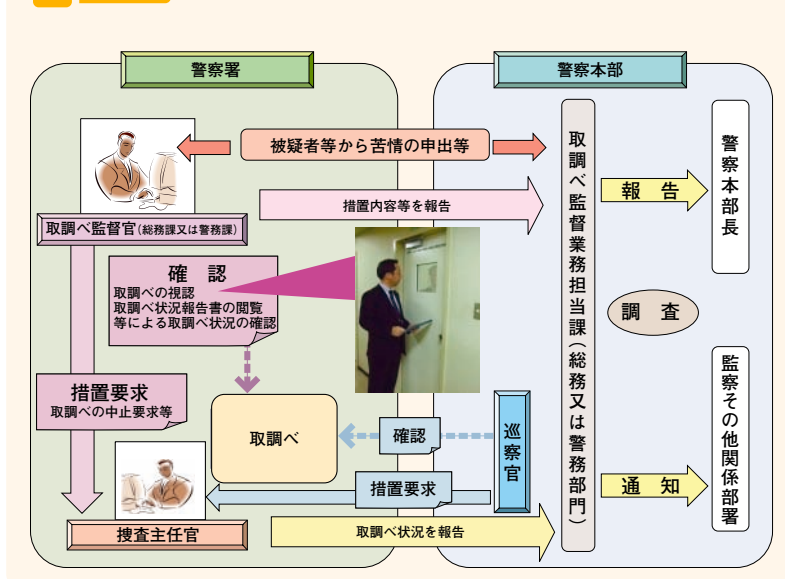


指針の最大の眼目は、取調べに対する監督の強化、すなわち、捜査部門以外の部門による取調べに関する監督であり、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（以下「取調べ適正化規則」といいます。）の制定により制度化され、21年4月に施行されました。

取調べ適正化規則に基づく被疑者取調べの監督は、不適正な取調べにつながるおそれがある行為である監督対象行為の有無を確認し、これを現に認めた場合には取調べを中止させるなどの措置をとることにより行い、不適正な取調べを未然に防止することを目的としています。

警察では、警察庁長官官房総務課に取調べ監督指導室を、警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に取調べに関する監督を担当する所属を設置するなど所要の体制整備を行い、制度の適正な運用を図っています。

図 II-2 警察署における取調べの監督業務の流れ



警察では、犯罪を立証する上で重要な役割を果たすデジタルフォレンジック（犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）を強化し、適正な手続による客観的証拠の収集の徹底を図っています。

コンピュータ、携帯電話等の電子機器が一般に普及し、あらゆる犯罪に悪用されるようになってきており、その捜査に当たっては、各種電子機器に保存されている電磁的記録の解析が必要不可欠となっています。また、裁判員制度の下では、法律や技術の専門家ではない裁判員の的確な心証形成が可能となるよう、客観的証拠の収集の徹底を図る必要があります。

警察では、消去、改ざん等が容易な電磁的記録の適正な手続による解析・証拠化等を行うため、関係機関等と連携しながら、デジタルフォレンジックを強化しています。

### （1）デジタルフォレンジックの重要性

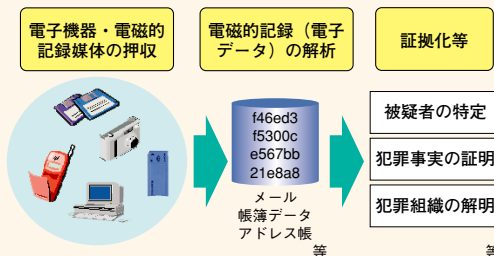
電子機器等に保存されている犯罪捜査に必要な情報を証拠化するためには、電子機器等から当該情報を抽出した上で、文書や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要不可欠となります。その際、破損した電子機器等からの情報の抽出・解析や暗号等で隠ぺいされた情報の抽出・解析等、高度な技術が求められます。

また、電子機器等の進歩は著しく、次々と新たな機器が登場することから、常に最新の技術や情報を収集・活用していくことが重要となります。



破損した電子機器に保存された電磁的記録の解析

図 III-1 デジタルフォレンジック



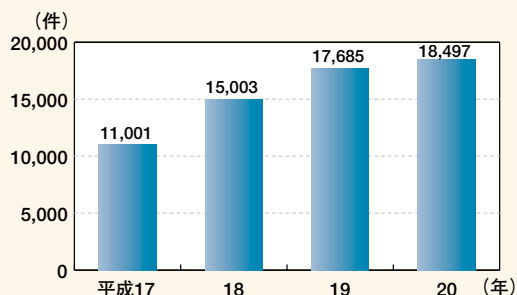
### （2）デジタルフォレンジックの強化に向けた警察の取組み

#### ① 体制の整備

警察では、警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部及び都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置し、都道府県警察が行う犯罪捜査において、捜索差押え現場でコンピュータ、電磁的記録媒体等を差し押さえるための技術的指導や押収した携帯電話、コンピュータ等から証拠を取り出すための解析等のデジタルフォレンジックを活用した技術支援体制を構築しています。

各都道府県（方面）情報通信部情報技術解析課が実施した技術支援の件数は、図Ⅲ-2のとおり増加傾向にあります。

図 III-2 技術支援件数（平成17～20年）



**事例 1**

大学院生（24）が、著作者の意に反する改変を行ったテレビアニメの静止画像をコンピュータ・ウイルスに添付し、ファイル共有ソフト「ウィニー（Winny）」を使用して公衆送信した著作権法違反（著作権侵害等）事件に関し、近畿管区警察局京都府情報通信部は、平成20年1月にコンピュータ・ウイルスの解析を行うなど、事件解決に向けた技術支援を行った。

**事例 2**

公立学校教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件に関し、九州管区警察局大分県情報通信部は、20年6月に大分県警察によるコンピュータ等の搜索差押えの現場に職員を派遣し、押収したコンピュータ等の解析を行うなど、事件解決に向けた技術支援を行った。

**② 解析能力の向上**

警察庁技術センター<sup>（注1）</sup>では、都道府県（方面）情報通信部で対応が困難な暗号等により隠ぺいされた情報、破損したハードディスク等に記録された情報の抽出・解析等を行うとともに、新たな解析手法の検討を行っています。

また、コンピュータ・ウイルス等の不正プログラムを作成するなどの高度な技術を利用した犯罪の発生や新たな電子機器等の登場に対応するため、警察庁情報通信局情報技術解析課における調査、警察情報通信研究センターにおける研究等を通じて電磁的記録の解析に関する知見の集約・体系化を進め、解析能力の向上を図っています。

さらに、管区警察局及び都道府県（方面）情報通信部の職員がその技術を適切に活用できるよう、警察大学校における教育訓練等を通じた人材育成を行っています。

**③ 関係機関等との連携の強化**

警察では、電磁的記録の解析に必要な技術情報を得るため、電子機器等の製造業者を始めとする企業との技術協力を推進するとともに、国内捜査関係機関が参加するデジタルフォレンジック連絡会及びアジア大洋州地域の捜査関係機関が参加するサイバー犯罪捜査技術会議の開催やデジタルフォレンジックの世界的権威であるNFI<sup>（注2）</sup>への職員の派遣等を通じて情報共有を図るなど、関係機関等との連携の強化に努めています。



警察庁技術センターでの解析作業



デジタルフォレンジック連絡会



アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議

注1：平成11年4月、サイバー犯罪対策に関し都道府県警察を技術的に指導する組織として警察庁情報通信局に技術対策課（現情報技術解析課）が設置された際、その技術的な中核組織として同課に開設されたもので、特に高度かつ専門的な知識及び技能を有する職員が配置され、高性能の解析用資機材を備えています。

2：Netherlands Forensic Institute（オランダフォレンジック研究所）

警察は、いかなる災害にも迅速かつ的確に対応できる体制を整え、警察の総力を結集して国民の皆様の安全・安心を守ります。

平成20年中は、6月に岩手・宮城内陸地震、7月に岩手県沿岸北部を震源とする地震が発生したほか、局地的かつ短時間に降る大雨等の災害により全国各地で大きな被害が発生しました。

警察は、24時間体制で災害に備えており、大規模災害<sup>(注1)</sup>発生時等には、直ちに災害警備本部等を設置するなど体制を整えるとともに、必要に応じて広域緊急援助隊を運用し、都道府県警察の単位を越え、一体となって被災者の救出救助、交通対策、防犯活動、被災者支援等、幅広い活動を行います。

これらの活動を円滑に行うため、国民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

### (1) 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊は、平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時等において都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助により警察活動を効果的に行うため、同年6月、各都道府県警察に設置されました。同隊は、

- ・ 被災者の救出救助等を行う警備部隊
- ・ 緊急交通路の確保等を行う交通部隊
- ・ 検視や遺族等への安否情報の提供等を行う刑事部隊

で構成されており、約4,700人の警察職員が隊員に指定され、各都道府県警察において厳しい訓練を重ねるとともに、毎年、管区警察局ごとに合同訓練を行い、救出救助能力の向上に努めています。

警察では、17年4月に、12都道府県警察<sup>(注2)</sup>の広域緊急援助隊に、極めて高度な救出救助能力を持つ特別救助班(P-REX)<sup>(注3)</sup>を設置したほか、平素から、装備資機材の整備・充実等、体制の強化を図っています。



広域緊急援助隊



ヘリコプターによる救出救助訓練を行う  
広域緊急援助隊

### (2) 大規模災害発生時等における警察活動

警察は、一人でも多くの被災者を救うため、地方公共団体や消防等と連携しながら救出救助に当たります。また、被災者の救出救助にとどまらず、交通対策、防犯活動、被災者支援等を行うなど、警察は、その機動力と持続力をいかし、長期にわたる活動においても臨機応変に対応し、国民の皆様の安全・安心を守ります。

このほか、外国で大規模な災害が発生した際にも、国際緊急援助活動を行っています(208頁参照)。



倒壊ビルからの救出救助訓練を行う  
特別救助班

注1：震度6弱以上（東京都23区内にあっては震度5強以上）の地震その他の大規模な災害

2：北海道、宮城、警視庁、埼玉、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

3：Police Team of Rescue Experts



### ① 災害警備体制の確立

大規模災害発生時等には、直ちに情報収集・連絡体制を確立し、災害の規模等に応じて警察庁並びに被災地を管轄する都道府県警察及び管区警察局に災害警備本部等を設置します。警察庁では、被害情報の収集や関係機関との連絡調整を行うとともに、広域緊急援助隊、ヘリコプター等の派遣の調整を行うなど、広域的な応援のための措置をとります。

岩手・宮城内陸地震では、17都道府県警察から、8日間で延べ約1,430人の広域緊急援助隊、17日間で延べ約60機のヘリコプター等が派遣されました。

### ② 被災者の救出救助

災害発生直後における警察の最大の任務は、被災者の救出救助です。

岩手・宮城内陸地震では、二次災害の危険性が高い中、被災者の救出救助に当たり、国道に架かる橋が崩落し、約40人の地域住民等が立ち往生する事態となった岩手県一関市には、広域緊急援助隊特別救助班等がヘリコプターで急行し、関係機関と協力して全員を救出しました。



被災地で活動する広域緊急援助隊

なお、被災者の救出救助は、地域住民に最も身近な存在である交番・駐在所の地域警察官により行われることも多く、平成19年7月の新潟県中越沖地震では、駐在所の警察官が、倒壊家屋の瓦礫の中から生き埋めとなっていた男性を救出しました。



事故現場で活動する特別救助班

また、自然災害以外でも、17年4月のJR西日本福知山線列車事故では、車両が複雑にマンションに食い込む困難な状況の中、広域緊急援助隊特別救助班は、マンションの崩落を防ぎながら車両を切断するなどして、救出救助に当たりました。

### ③ 交通対策・防犯活動

警察では、道路の被害状況の把握に努め、通行不能な道路や危険な道路への通行制限を行うほか、地域住民等の避難路や緊急交通路を確保するため、必要に応じて交通規制を行います。また、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯等を防止するため、被災地におけるパトロールの強化、避難所の定期的な巡回等を行います。

岩手・宮城内陸地震では、発生直後から約1か月半にわたり、交通対策や防犯活動を行い、地域住民等の安全・安心の確保に万全を期しました。

### 隊員の声

宮城県警察広域緊急援助隊  
特別救助班班長 永野 裕二 警部補



岩手・宮城内陸地震では、山間で、被災された方々を救出するために、ヘリコプターから降下し、溪流をさかのぼり、土砂をかき分け、いくつもの尾根を越えて、被災現場に向かいました。

土石流により大きな被害を被った駒ノ湯温泉では、倒壊した建物から被災者4人を救出し、倒木を取り除き、スコップで泥水をかき出しながら残る行方不明者を捜索しました。

不眠不休で活動する中、被災者の方々からいただいた温かいおにぎりとねぎらいの言葉がうれしかっただけに、全員を救出できなかったことが残念でなりません。



通行制限を行う警察官

#### ④ 被災者支援

警察では、やむを得ず自宅を離れて避難する被災者の支援に万全を期するため、女性警察官を中心とした被災者支援隊を編成し、相談窓口の設置や避難所への訪問による相談活動等を行います。



避難所を訪問するイーハトーブ隊

阪神・淡路大震災において被災者支援に当たった「のじぎくパトロール隊」の活躍を踏まえ、岩手・宮城内陸地震では、宮城県警察が「栗駒シャクナゲ隊」を、岩手県警察が「イーハトーブ隊」を、それぞれ編成し、避難所等において被災者支援の活動を行いました。

#### ⑤ 通信対策

大規模災害発生時等において、現場の状況を把握し、指揮・命令・報告等を確実に実施するためには、警察本部と現場警察官との間の通信手段の確保が必要不可欠です。各都道府県情報通信部等<sup>(注)</sup>に設置されている機動警察通信隊は、大規模災害発生時等には、速やかに出動して、臨時の無線回線の設定や衛星通信車等による現場の映像の伝送等、必要な通信対策を行っています。

岩手・宮城内陸地震では、両県を始め、近隣県や東北・関東管区警察局の機動警察通信隊が出動し、山間部における無線回線を確保するとともに、現地の映像をリアルタイムに警察本部、警察庁、首相官邸等に伝送しました。

#### 隊員の声 ●●●●●●●●●●

##### 宮城県若柳警察署地域課

##### 栗駒シャクナゲ隊 遊佐 晃子 巡査長

栗駒シャクナゲ隊の一員として、1か月以上にわたって支援に携わり、被災者の方々の心の痛みや不安を共有し、それらを少しでも和らげるよう努めたところ、避難所で知り合った母子から、後日お礼の手紙をいただきました。被災者の方々と真剣に向き合えば、心が通じ合うということに大変感激しました。今後もこの感激を胸に、県民の方々に役立つ活動を続けたいと思います。



手紙に同封されていた遊佐巡査長の似顔絵



被災地で通信対策を行う機動警察通信隊

### (3) 災害の発生に備えて

災害は、いつ、どこで発生するか分からない上、災害の種別、規模、発生する時間帯や地域等により被害の様相が大きく異なります。警察では、過去の災害を教訓とし、いかなる災害にも迅速かつ的確に対応できるよう、災害警備計画を策定し、様々な事態を想定した実践的訓練を積み重ね、災害の発生に備えた体制の整備を行っています。

また、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害発生時の避難場所、避難時の留意事項等について周知徹底を図り、デパート、劇場等多人数の集合する場所の管理者に対して非常の際の誘導要領、照明・予備電源の確保等について検討をお願いしているほか、関係機関・団体と連携しながら、地域住民等による防災活動を促進しています。



山間部における災害を想定した訓練



列車事故を想定した訓練

注：管区警察情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部